

医療体制部会の審議状況について

【所掌事務】

- 医療計画（県計画、医療圏計画）（地域医療構想、病床整備計画を含む）
- 医療費適正化計画
- 地域医療連携推進法人認定 等

	第 1 回
日 時	令和 3 年 11 月 4 日（木） 午後 2 時から午後 4 時まで
場 所	名古屋銀行協会 2 階 201 号室
出席者	委員 9 名（委員総数 11 名）
議 題	<p>①病院の病床整備計画に対する意見の決定（3-2 頁参照）</p> <p>②有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定（3-2 頁参照）</p> <p>③愛知県地域保健医療計画（中間見直し）の案及び愛知県医療圏保健医療計画（中間見直し）の試案の決定</p> <p>④医療介護総合確保促進法に基づく令和 3 年度県計画の策定及び平成 26 年度から令和 2 年度県計画の事後評価に対する意見聴取に関する協議（3-3～12 頁参照）</p> <p>【審議結果】 ①～④ 了承</p>
報 告 事 項	<p>○愛知県地域保健医療計画（平成 30(2018)年度から令和 5(2023)年度）の進捗状況について</p> <p>○愛知県地域保健医療計画別表の更新について</p> <p>○圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の所掌事務等について（3-13～15 頁参照）</p> <p>○地域医療構想推進委員会の取組について</p> <p>○第 3 期愛知県医療費適正化計画の進捗状況の評価について</p> <p>○第 2 期愛知県医療費適正化計画の実績に係る評価報告書に対する平成 29(2017)年度の実績の追記について</p> <p>○地域医療連携推進法人尾三会の運営状況について</p>

病床整備計画に対する意見の決定・承認について

総括表

1 病院の病床整備計画

根拠等 (医療法施行規則第30条の32第2号)	医療圏	病床を整備しようとする施設 ①名称 ②所在地 ③開設者 ④病床種別 ⑤開設(増床)時期 ⑥承認年月日	開設病床数(床)		
			現在	増加	計
厚生労働省医政局 指導課長通知 (複数の公的病院 等が再編統合を行 う場合、再編統合 前後で病床数の合 計が減少している こと)	西三河 南部西	① 愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院 ② 安城市安城町東広畔28番地 ③ 愛知県厚生農業協同組合連合会 ④ 一般病床 ⑤ 令和4年5月予定 ⑥ 令和3年11月4日	749	22	771
			高度急性期 +40 急性期 △18		
			+22		
			○減床する病院 : 碧南市民病院 319床→255床 (急性期 △64)		
			⇒合計	△42	

※上記計画は国の増床承認を要するため、医療体制部会の承認結果を踏まえて厚生労働省と協議します。

2 有床診療所の病床整備計画

病床の種類 (医療法施行規則第1条の14第7項)	医療圏	設置予定の診療所 ①名称 ②所在地 ③開設者 ④標榜科目 ⑤開設(増床)時期 ⑥承認年月日	開設病床数(床)		
			現在	増加	計
周産期医療 (第2号)	名古屋・ 尾張中部	① (仮称) おおばやしマタニティクリニック ② 北名古屋市鹿田道下49・50・51・52 ③ 大林 勇輝 ④ 周産期 産婦人科 小児科 ⑤ 令和4年7月予定 ⑥ 令和3年11月4日	0	15	15
地域包括ケアシ ステムの構築のため に必要な診療所 (第1号)	知多半島	① 名古屋南脳神経外科クリニック ② 大府市共和町西流レ79、130-1の一部 ③ 医療法人 健輝会 ④ 脳神経外科、麻酔科、放射線科、 小児脳神経外科、小児科(脳腫瘍・神経)	0	9	19
救急医療 (第2号)			0	10	

病床種別	区域	基準 病床数 (A) 平成30~ 令和5年度	既存 病床数 (B) 令和3.9.30	差引数 (C) (A)-(B)	今回承認した整備計画						(参考) 令和7年の 必要病床数 推計
					全体		病院		診療所		
					施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	
一般病床 及び 療養病床	名古屋・ 尾張中部 医療圏	17,911	合計 20,706 一般 16,035 療養 4,671	△ 2,795	1	15	-	-	1	15	22,039
	海 医 療 圏	1,531	合計 1,860 一般 1,136 療養 724	△ 329	-	-	-	-	-	-	1,981
	尾 張 東 部 医 療 圏	4,141	合計 4,425 一般 3,629 療養 796	△ 284	-	-	-	-	-	-	5,268
	尾 張 西 部 医 療 圏	3,357	合計 3,636 一般 2,949 療養 687	△ 279	-	-	-	-	-	-	3,922
	尾 張 北 部 医 療 圏	4,725	合計 5,061 一般 3,529 療養 1,532	△ 336	-	-	-	-	-	-	5,385
	知 多 半 島 医 療 圏	3,147	合計 3,196 一般 2,675 療養 521	△ 49	1	19	-	-	1	19	3,310
	西 北 三 河 部 医 療 圏	2,252	合計 2,767 一般 1,969 療養 798	△ 515	-	-	-	-	-	-	3,064
	西 南 三 河 部 医 療 圏	2,083	合計 2,484 一般 1,661 療養 823	△ 401	-	-	-	-	-	-	2,325
	西 南 三 河 部 医 療 圏	4,263	合計 4,676 一般 3,260 療養 1,416	△ 413	(1)	22	1	22	-	-	4,998
	東 北 三 河 部 医 療 圏	229	合計 417 一般 222 療養 195	△ 188	-	-	-	-	-	-	267
東 南 三 河 部 医 療 圏	4,139	合計 6,506 一般 3,504 療養 3,002	△ 2,367	-	-	-	-	-	-	5,214	
計	47,778	合計 55,734 一般 40,569 療養 15,165	△ 7,956	3	56	1	22	2	34	57,773	
精神病床	全 県 域	10,780	12,292	△ 1,512	-	-	-	-	-	-	-
結核病床	全 県 域	138	111	27	-	-	-	-	-	-	-
感染症病床	全 県 域	72	66	6	-	-	-	-	-	-	-

安城更生22床については、国協議のうえ、認められた場合の病床数を記載しています。

医療介護総合確保促進法に基づく県計画について

1 制度の概要

- 団塊の世代の方々が75歳以上となる令和7(2025)年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、平成26(2014)年度から消費税増収分を財源として活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)が国において創設され、本県では平成26(2014)年12月に設置した。
- 県では、この基金の活用に向けて策定した**計画**に基づき事業を実施している。

2 基金事業の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条2項第2号に掲げる事業

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※①-1、①-2、②、④、⑥が医療分、③、⑤が介護分

(1) 平成26年度県計画(平成26年10月作成・令和3年3月改定)の概要

計画額(医療分)3,197,466千円 [うち令和2年度事業費:42,508千円]

●令和2年度実施事業

ア 居宅等における医療の提供に関する事業

在宅歯科医療連携室事業	8,513千円
在宅歯科診療設備整備費補助金	7,600千円
訪問看護推進事業	1,790千円
その他5事業	24,605千円

(2) 平成27年度県計画(平成28年1月作成・令和3年3月改定)の概要

計画額(医療分)3,227,063千円 [うち令和2年度事業費:一千万円]

(3) 平成28年度県計画(平成28年12月作成・令和元年12月改定)の概要

計画額(医療分)3,244,329千円 [うち令和2年度事業費:一千万円]

(4) 平成29年度県計画(平成30年3月作成・令和3年3月改定)の概要

計画額(医療分)3,243,880千円 [うち令和2年度事業費:67,750千円]

●令和2年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
高齢者疾患医療連携体制推進事業	27,750千円
イ 医療従事者の確保に関する事業	
総合医養成推進事業	40,000千円

(5) 平成30年度県計画(平成30年10月作成・令和2年3月改定)の概要

計画額(医療分)3,529,597千円 [うち令和2年度事業費:69,022千円]

●令和2年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
医療介護連携体制支援事業	9,022千円
イ 医療従事者の確保に関する事業	
精神科医養成推進事業	30,000千円
障害児者医療医師養成推進事業	30,000千円

(6) 令和元年度県計画(令和2年1月作成・令和3年3月改定)の概要

計画額(医療分)3,805,335千円 [うち令和2年度事業費:2,205,308千円]

●令和2年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
回復期病床整備事業	2,155,517千円
病床規模適正化事業	49,791千円

(7) 令和2年度県計画(令和3年1月作成・令和3年3月改定)の概要

計画額(医療分)3,801,065千円

●令和2年度の主な実施事業[うち令和2年度事業費:1,971,091千円]

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
病床規模適正化事業	31,007千円
地域医療構想推進事業	8,261千円
医療介護連携体制支援事業	59,759千円
イ 医療従事者の確保に関する事業	
産科医等支援事業	112,788千円
地域医療支援センター事業	177,578千円
地域医療確保修学資金貸付金	341,400千円
看護師等養成所運営助成事業	341,574千円
病院内保育所運営助成事業	256,203千円
その他15事業	642,521千円

(8) 令和3年度県計画(案)の概要

計画額(案)(医療分) 2,444,176千円

●令和3年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

359,789千円

回復期病床整備事業 128,757千円

病床規模適正化事業 145,371千円

地域医療構想推進事業 8,261千円

医療介護連携体制支援事業 77,400千円

イ 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業

165,072千円

ウ 居宅等における医療の提供に関する事業 0千円

在宅歯科医療連携室事業始め8事業(43,021千円)については、平成26年度基金計画執行残により事業を実施。

エ 医療従事者の確保に関する事業 1,590,007千円

産科医等支援事業 111,881千円

地域医療支援センター事業 134,024千円

地域医療確保修学資金貸付金 341,400千円

看護師等養成所運営助成事業 304,816千円

病院内保育所運営助成事業 332,450千円

その他 16事業

オ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 329,308千円

3 県計画の策定及び事後評価について

国が定めている「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和3年度の取扱いに関する留意事項について」において、県計画を決定するにあたっては、必要に応じて医師会など地域の関係者への意見聴取を実施すること、また、事後評価を行うに当たっては、都道府県医療審議会等からの意見聴取をして実施するものとされている。

* 国の新しい柱として、「イ 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業」が創設され、令和3年度から基金事業として実施。(令和2年度は国庫補助事業として実施。)

<事業概要>

医療機関が地域医療構想に即した病床機能再編を実施した場合に、減少する病床数に応じた交付金を支給する。

* 「オ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」が創設され、令和3年度から実施。(令和2年度は国の整理上、「エ 医療従事者の確保に関する事業」の中で事業実施。)

令和3年度計画事業一覧 2,444,176千円

事業区分1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	総事業費 (A+B)	基金		備考	計画素案 (要望額)
						基金 (A)	その他 (B)		
1	【継続(H27計画～)】 回復期病床整備事業	回復期病床(回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟など)の新設・転換するために必要となる施設・設備整備に助成する。	医療機関	1/2	257,514	128,757	128,757		128,757
2	【継続(H31計画～)】 病床規模適正化事業	病床の適正化に伴い不要となる病棟、病室等を他の用途へ変更(機能転換以外)するために必要な改修及び設備に助成する。	医療機関	1/2	290,742	145,371	145,371		145,371
3	【継続(H31計画～)】 地域医療構想推進事業	地域医療構想の進め方について、研修会を開催するとともに、アドバイザーを設置して議論を活性化させる。	県 県医師会	—	8,261	8,261	0		8,261
4	【継続】 医療介護連携体制支援事業	在宅医療の充実により療養病床等の入院患者の在宅への移行を促進し、慢性期病床等の他の機能の病床への転換等を推進するため、医療介護連携を進める上で必要となる多職種連携や職種別の研修を実施する。	医療機関等	委託等	334,241	77,400	256,841		77,400

区分 I - 1 計	890,758	359,789	530,969	359,789
-------------------	----------------	----------------	----------------	----------------

事業区分1-2. 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	総事業費 (A+B)	基金		備考	計画素案 (要望額)
						基金 (A)	その他 (B)		
5	【新規】 病床機能再編支援交付金	医療機関が、地域医療構想に即した病床機能再編を実施した場合に、減少する病床数に応じた交付金を支給する。	医療機関	—	165,072	165,072	0	計画素案と基金(A)の差は、執行見込みが減少したことによるもの	1,607,172

区分 I - 2 計	165,072	165,072	0	1,607,172
-------------------	----------------	----------------	----------	------------------

事業区分2. 居宅等における医療の提供に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	総事業費 (A+B)	基金		備考	計画素案 (要望額)
						(A)	(B)		
6	【継続(H27計画～)】 保健医療福祉連携強化普及啓発事業	本県における保健・医療・福祉関係者の連携強化に資する関連調査を行うとともに、県民への普及啓発を行う。	県医師会	委託	(2,871)	(2,871)	(0)	H26年度計画執行残により実施	0
7	【継続(国庫)】 在宅歯科医療連携室事業	訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣や在宅歯科医療に関する講習会を実施する。	県歯科医師会	委託	(8,513)	(8,513)	(0)	H26年度計画執行残により実施	0
8	【継続(国庫)】 在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	医療機関	2/3	(11,400)	(7,600)	(3,800)	H26年度計画執行残により実施	0
9	【継続(国庫)】 在宅療養者歯科口腔保健推進設備整備事業	在宅で療養する者の口腔ケアに必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	医療機関	1/2	(6,000)	(3,000)	(3,000)	H26年度計画執行残により実施	0
10	【継続(H27計画～)】 障害者歯科医療ネットワーク推進事業	愛知県歯科医療センターと障害者歯科医療センターを中心とした障害者歯科医療ネットワークを整備、運用するとともに、障害者歯科医療専門医を育成することにより、地域完結型の障害者歯科医療体制の実現を目指す。	県歯科医師会	委託	(7,326)	(7,326)	(0)	H26年度計画執行残により実施	0
11	【継続(H27計画～)】 在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業	在宅歯科医療に従事する歯科衛生士の人材確保を図るため、登録バンクの運営、研修、職場環境整備、養成校連携強化を実施する。	県歯科医師会	委託	(9,408)	(9,408)	(0)	H26年度計画執行残により実施	0
12	【継続(国庫)】 訪問看護推進事業	訪問看護を推進するため推進協議会を開催し、実態調査、研修等を実施する。	県 県看護協会	一 委託	(1,790)	(1,790)	(0)	H26年度計画執行残により実施	0
13	【継続】 特定行為研修事業	特定行為を行う看護師に対する研修経費、研修受講中の代替職員補充経費などに対して助成する。	医療機関	1/2 1/4	(2,513)	(2,513)	(0)	H26年度計画執行残により実施	0

区分Ⅱ 計	(49,821)	(43,021)	(6,800)	0
--------------	-----------------	-----------------	----------------	----------

事業区分3. 医療従事者の確保に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	総事業費 (A+B)	基金		備考	計画素案 (要望額)
						基金 (A)	その他 (B)		
14	【継続(国庫)】 小児救急電話相談事業	小児科医の診療していない休日等に保護者向けの相談体制を整備し、適切な医療相談を実施する。	民間事業者	委託	50,749	50,749	0	計画素案と基金(A)の差は、執行見込みが減少したことによるもの	59,637
15	【継続(国庫)】 小児集中治療室医療従事者研修事業	小児専門医確保のための研修事業に対し助成する。	医療機関 (3)	1/2	18,918	9,459	9,459		9,459
16	【継続(国庫)】 小児救急医療支援事業	小児の第2次救急医療体制として在宅当番医及び病院群輪番制病院等を支援する小児科標榜病院に対し助成する。	医療機関	2/3	16,224	16,224	0		16,224
17	【継続(国庫)】 産科医等支援事業	産科医及び小児科医の処遇改善・人材確保のため、分娩手当や新生児担当医に対する手当を支給する医療機関に対し助成する。	医療機関	1/3	335,643	111,881	223,762		111,881
18	【継続(H26計画～)】 帝王切開術医師支援事業	地域の中小規模の産婦人科医療機関でも帝王切開に対応できるよう医師確保のための支援を行う。	医療機関	1/3	92,868	30,956	61,912		30,956
19	【継続(国庫)】 救急勤務医支援事業	一定の救急搬送実績のある第2次救急医療施設、救急告示病院で夜間・休日の救急医療を担う医師への手当の支給を通じ、これらの業務負担の多い勤務医等の処遇改善を図る。	2次救急医療施設 救急告示病院 (14)	1/3	33,870	11,290	22,580		11,290
20	【継続(一部国庫)】 地域医療支援センター事業	医療法で地域医療支援センターにおいて実施が求められている、医師の地域偏在解消のために必要な医療支援事務を行う。	県 医療機関等	1/2 3/4 10/10	187,713	134,024	53,689		134,024
21	【継続(H27計画～)】 地域医療確保修学資金貸付金	将来的に県内の公的医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金の貸付を医学生に対し行う。	県	定額	341,400	341,400	0	計画素案と基金(A)の差は、執行見込みが減少したことによるもの	361,200
22	【継続(H27計画～)】 医療勤務環境改善支援センター事業	医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、各医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援する「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を設置する。	民間団体 (企画公募にて選定)	委託	20,029	20,029	0		20,029
23	【継続(H27計画～)】 看護職員確保対策事業	診療所における看護職員の確保を図るための事業を行う。	県医師会	委託	3,675	3,675	0		3,675
24	【継続(H26計画～)】 ナースセンター事業	看護師の人材確保を図るため、公益財団法人愛知県看護協会に委託して実施している「愛知県ナースセンター」の業務に要する経費 28年度からは、新たに平成27年10月の看護師等の届出制度を活かした再就業支援策を加え事業を実施する。	県	委託	117,456	83,798	33,658		83,798
25	【継続(一部国庫)】 看護師等養成所運営助成事業	看護師等養成所の運営に必要な経費を助成する。	看護師等養成所	定額	2,596,213	304,816	2,291,397		304,816
26	【継続(一部国庫)】 病院内保育所運営助成事業	病院の設置する保育施設への補助を行い、看護職員等の離職防止及び再就職を支援する。	県	2/3 1/3 1/6	4,677,896	332,450	4,345,446		332,450
27	【継続(国庫)】 新人看護職員研修事業	新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って病院等が実施する新人看護職員研修に対し助成する。	医療機関 (86か所)	1/2	190,938	95,458	95,480		95,458
28	【継続(国庫)】 医療療育総合センター費	医療療育総合センターにおいて新規採用看護師に対し研修を実施する。	県	—	636	636	0		636
29	【継続(国庫)】 看護職員専門分野研修事業	認定看護師育成のため研修を実施する医療機関等へ助成する。	県看護協会	定額	4,725	4,725	0		4,725

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	総事業費 (A+B)	基金		備考	計画素案 (要望額)
						基金 (A)	その他 (B)		
30	【継続(H27計画～)】 へき地医療確保看護修学資金貸付金	県立の看護専門学校において、「地域枠推薦入試」を行い、へき地医療機関への就職を希望する者に対して、在学中に奨学金を貸与する。	県	—	8,400	8,400	0		8,400
31	【継続(一部国庫)】 看護研修センター事業	看護職員の継続教育を推進するための拠点として、総合看護専門学校内に看護研修部門を設置し、看護教員等指導者の養成や施設内教育の支援、再就業希望者のための実務研修などの事業を実施する。	県	—	33,884	20,643	13,241		20,643
32	【継続】 看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員の離職防止を図るため、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充等の整備事業に対して助成する。	県 医療機関等	—	187,846	4,810	183,036		4,810
33	【継続(H27計画～)】 薬剤師再就業支援事業	結婚、育児等を理由に休業している薬剤師のうち、勤労意欲のある者に対して研修会等を開催し、復職を支援することにより、地域包括ケアを推進する薬剤師の人材確保を図る。	県薬剤師会	委託	1,426	1,426	0		1,426
34	【継続(H28計画～)】 障害児者医療研修事業	【H27までは地域医療再生基金により実施】 障害者が地域で安心して生活できる体制整備のため、医療・療育関係者等へ研修を行うとともに、発達障害医療及び重症心身障害児者療育に係るネットワークの構築を行う。	県	—	3,158	3,158	0		3,158

区分Ⅲ 計	8,923,667	1,590,007	7,333,660	1,618,695
--------------	------------------	------------------	------------------	------------------

事業区分4. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	総事業費 (A+B)	基金		備考	計画素案 (要望額)
						基金 (A)	その他 (B)		
35	【継続】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると認める医療機関を対象に、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を支援するため、ICT機器整備費等に対して助成する。	医療機関	1/2	329,308	329,308	0	計画素案と基金(A)の差は、執行見込みが増加したことによるもの	241,645

区分Ⅳ 計	329,308	329,308	0	241,645
--------------	----------------	----------------	----------	----------------

合計	10,308,805 (49,821)	2,444,176 (43,021)	7,864,629 (6,800)	3,827,301
-----------	--------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	------------------

注) ()の金額は、平成26年度基金計画の執行残により実施する事業分

令和2年度実施事業一覧（事後評価総括表）

26年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額(千円)
事業区分2. 居宅等における医療の提供に関する事業	在宅歯科医療連携室事業	訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣や在宅歯科医療に関する講習会を実施する。	訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣を140件行うことを指標としており、48件の派遣を行った。	県歯科医師会	8,513
	在宅歯科診療設備整備費補助金	在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	設備整備を20の医療機関で実施することを指標としており、14か所を助成した。	医療機関	7,600
	訪問看護推進事業	訪問看護を推進するため推進協議会を開催し、実態調査、研修等を実施する。	在宅医療推進研修の受講者数を120名以上とすることを指標としており、21名が受講した。	県看護協会	1,790
	保健医療福祉連携強化普及啓発事業	本県における保健・医療・福祉関係者の連携強化に資する関連調査を行うとともに、県民への普及啓発を行う。	保健、医療、福祉分野の連携強化に資するシンポジウムを1回開催することを指標としており、開催することができた。	県医師会	2,871
	在宅療養者歯科口腔保健推進設備整備事業	在宅で療養する者の口腔ケアに必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	設備整備を12の医療機関で実施することを指標としており、5か所を助成した。	医療機関	3,000
	在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業	在宅歯科医療に従事する歯科衛生士の人材確保を図るため、登録バンクの運営、研修、職場環境整備、養成校連携強化を実施する。	研修を6回(100人)実施することを指標としており、6回(97人)実施した。	県歯科医師会	9,408
	障害者歯科医療ネットワーク推進事業	愛知県歯科医療センターと障害者歯科医療センターを中心とした障害者歯科医療ネットワークを整備、運用するとともに、障害者歯科医療専門医を育成することにより、地域完結型の障害者歯科医療体制の実現を目指す。	障害者歯科医療に対応できる歯科医師を20名育成することを指標としており、2名が新規の認定を受けた。	県歯科医師会	7,326
	特定行為研修事業	訪問看護事業所及び介護施設で働く看護職が特定行為研修を受講する際に事業者が代わって指定研修機関に対して支出した研修受講費用、特定行為研修派遣期間中に雇用した代替職員の賃金を助成する。	特定行為研修修了者を4名とすることを目標としており、3名が認定を受けた。	県医療機関	2,000

29年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額(千円)
事業区分1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	高齢者疾患医療連携体制推進事業費	県内の医療機関において蓄積される医療情報などのビッグデータを解析し、患者を取り巻く生活環境上の課題や特異性に合わせた、患者ごとに精密化された地域連携クリティカルパスを作成する。高齢者疾患を対象とした地域連携クリティカルパスの効果的な活用を普及することによって、病床機能の分化・連携を推進する。また、高齢者疾患患者に最適な退院支援を行い、入院期間短縮と社会復帰向上を図る。	リハビリプラン・退院支援策作成の患者を令和3年度までに500人を行うことを指標として平成29年度から事業継続中	名古屋大学医学部附属病院	27,750
事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業	総合医養成推進事業	病院総合医の養成及び、地域枠医師のキャリア形成支援の強化等のために大学が設置する、地域医療学講座の運営に要する経費の寄附を行う。	総合診療関連講義受講学生460名、若手医師に対する講習会参加者数40名を指標としており、総合診療関連講義受講学生が697名参加した。	大学(2)	40,000

30年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額(千円)
事業区分1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	医療介護連携体制支援事業	在宅医療の充実により療養病床等の入院患者の在宅への移行を促進し、慢性期病床等の他の機能の病床への転換等を推進するため、医療介護連携を進める上で必要となる多職種連携や職種別の研修を実施する。	医療介護連携を進めるための研修を308回、8か所実施することを指標としており、136回、7か所実施した。	医療機関等	9,022
	精神科医養成推進事業	病院勤務医不足の中、精神医療を担う医師の養成を目的として、名古屋大学が設置する精神医学講座の運営に必要な経費に対して寄付する。	県内精神科医療機関への医師派遣数5名を指標としており、10名派遣した。	名古屋大学	30,000
事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業	障害児者医療医師養成推進事業	障害児者の医療に携わる医師の養成を目的とし、名古屋大学が設置する障害児(者)医学講座の運営に必要な経費に対して寄付する。	大学医師の県立障害児者医療施設への派遣数4名を指標としており、4名派遣した。	名古屋大学	30,000

令和元年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額(千円)
事業区分1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	回復期病床整備事業	回復期病床(回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟など)への転換するために必要となる施設・設備整備に助成する。	2,940床の整備を行うことを指標としており、回復期病床を94床整備した。	医療機関	2,155,517
	病床規模適正化事業	病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更する際に必要となる施設及び設備を整備する費用に対し助成する。	病床整備数109床を指標としており、73床整備した。	医療機関	49,791

令和2年度計画分					
事業区分1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	病床規模適正化事業	病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更する際に必要となる施設及び設備を整備する費用に対し助成する。	令和3年度末までに病床整備数287床を指標としており、令和2年度から事業実施中。	医療機関	31,007
	地域医療構想推進事業	地域医療構想推進委員会の議論を活性化させるため、地域医療構想の進め方について研修会を開催するとともに、アドバイザーを設置する。	各構想区域の地域医療構想推進委員会を延べ44回開催することを指標としており、延べ22回開催した。	県（一部、県医師会へ委託）	8,261
	医療介護連携体制支援事業	在宅医療の充実により療養病床等の入院患者の在宅への移行を促進し、慢性期病床等の他の機能の病床への転換等を推進するため、医療介護連携を進める上で必要となる多職種連携や職種別の研修を実施する。	医療介護連携を進めるための研修を364回、45か所実施することを指標としており、78回、4か所実施した。	医療機関等	59,759
事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業	小児救急電話相談事業	小児科医の診療していない休日等に保護者向けの相談体制を整備し、適切な医療相談を実施する。	電話相談件数38,838件以上を指標としており、27,398件の相談を受けた。	民間事業者	60,021
	小児集中治療室医療従事者研修事業	小児専門医確保のための研修事業に対し助成する。	研修を3か所の医療機関で実施することを指標としており、3医療機関で実施した。	医療機関	9,459
	小児救急医療支援事業	小児の第2次救急医療体制として在宅当番医及び病院群輪番制病院等を支援する小児科標榜病院に対し助成する。	小児救急医療支援事業を2医療圏で実施することを指標としており、2つの医療圏で実施した。	市町村	16,206
	産科医等支援事業	産科医及び小児科医の処遇改善・人材確保のため、分娩手当や新生児担当医に対する手当を支給する医療機関に対し助成する。	産科医等確保支援事業に該当し1,506名以上に手当を支給すること等を指標としており、1,340人に支給した。	医療機関	112,788
	帝王切開術医師支援事業	地域の中小規模の産婦人科医療機関でも帝王切開に対応できるよう医師確保のための支援を行う。	助成医療機関が58か所以上を指標としており、56か所の医療機関に助成した。	医療機関	31,339
	救急勤務医支援事業	一定の救急搬送実績のある第2次救急医療施設、救急告示病院で夜間・休日の救急医療を担う医師への手当の支給を通じ、これらの業務負担の多い勤務医等の処遇改善を図る。	救急勤務医支援事業の助成医療機関を15か所とする指標を策定し、11か所の医療機関に助成した。	2次救急医療施設 救急告示病院	12,230
	地域医療支援センター事業	医療法で地域医療支援センターにおいて実施が求められている、医師の地域偏在解消のために必要な医療支援事務を行う。	医師派遣や再就職医師のあっせん数を29名以上とする等を指標としており、23名のあっせん数となった。	県 医療機関	177,578
	地域医療確保修学資金貸付金	将来的に県内の公的医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金の貸付を医学生に対し行う。	県で配置調整が可能な医師を32名とする指標を策定しており、32名の実績となった。	県	341,400
	医療勤務環境改善支援センター事業	医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを創設するとともに、こうした取組を行う医療機関に対する総合的な支援体制を構築する「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を設置する。	センターの支援により3か所の医療機関で勤務環境改善計画の策定を指標としており、2か所の医療機関で実施した。	愛知県労災指定医協会	4,667
看護職員確保対策事業	診療所における看護職員の確保を図るための事業を行う。	委託事業を利用して生徒募集を行う養成所を4か所とする指標と策定しており、4か所の養成所で実施した。	県医師会	3,675	

令和2年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額(千円)
事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業	ナースセンター事業	看護師の人材確保を図るため、公益社団法人愛知県看護協会に委託して実施している「愛知県ナースセンター」の業務に要する経費 28年度からは、新たに平成27年10月の看護師等の届出制度を活かした再就業支援策を加え事業を実施する。	ナースセンターを利用して1,400人就職することを指標としており、1,378人が利用して就職した。	県看護協会	76,734
	看護師等養成所運営助成事業	看護師等養成所の運営に必要な経費を助成する。	看護師養成所数20課程を指標としており、23課程で実施した。	看護師等養成所	341,574
	病院内保育所運営助成事業	病院の設置する保育施設への補助を行い、看護職員等の離職防止及び再就業を支援する。	助成施設が110施設を指標としており、104施設に助成した。	医療機関	256,203
	新人看護職員研修事業	新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って病院等が実施する新人看護職員研修に対し助成する。	臨床研修を実施する医療機関93か所を指標としており、80か所に助成した。	医療機関	94,867
	看護職員専門分野研修事業	認定看護師育成のため研修を実施する医療機関等へ助成する。	専門分野研修を実施する医療機関1か所を指標としており、1か所に助成した。	県看護協会	5,250
	へき地医療確保看護修学資金貸付金	県立の看護専門学校において、「地域枠推薦入試」を行い、へき地医療機関への就職を希望する者に対して、在学中に奨学金を貸与する。	へき地医療確保看護修学資金を6名に貸与することを指標としており、4名に貸与した。	県	6,100
	看護研修センター事業	愛知県看護研修センターにおいて実施する看護教員・実習指導者の養成研修や看護職員の専門性・実践力を向上するための研修事業に要する経費に対し助成する。 また、新たに実施する新人看護教員研修、臨地実習指導者講習会(特定分野)に要する経費に対し助成する。	研修の受講者数を820名とすることを指標としており、412名が受講した。	県	20,869
	薬剤師再就業支援事業	結婚、育児等を理由に休業している薬剤師のうち、勤労意欲のある者に対して研修会等を開催し、復職を支援することにより、地域包括ケアを推進する薬剤師の人材確保を図る。	研修の受講者数を100名とすることを指標としており、90名が受講した。	県薬剤師会	1,426
	障害児者医療研修事業	障害者が地域で安心して生活できる体制整備のため、医療・療育関係者等へ研修を行うとともに、発達障害医療及び重症心身障害児者療育に係るネットワークの構築を行う。	研修の受講者数を240名とすることを指標としており、230名が受講した。	県	3,160
地域医療勤務環境改善体制整備事業	医療機関が実施する医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を支援するため、ICT等機器の整備費用、休憩室整備費用、改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費等を助成する。	助成医療機関が37か所以上を指標としており、5か所の医療機関に助成した。	県	296,518	

圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の所掌事務等について

1. 経緯

- 令和2年度に、西三河南部東医療圏において医療機関の開設者変更があった事例では、地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）で協議を行った。
- また、名古屋・尾張中部医療圏では、医療機関の開設者変更があった事例で、推進委員会に加え、圏域保健医療福祉推進会議（以下「圏域会議」という。）でも開設者変更に伴う災害拠点病院等の指定承認を行った。
- このことについて、令和3年3月24日開催の愛知県医療審議会において、2次医療圏ごとに開催されている**圏域会議と推進委員会の所掌事務について不明確ではないか**との意見が出された。

<参考>

令和2年度の開設者変更についての取扱いとして、国通知を参考に、推進委員会で協議を行った。また、医療計画上の各種指定等（災害拠点病院、救命救急センター等）の承認を受けるために個別要領等で規定がある場合、圏域会議においても議題とした。

2. 対応状況

愛知県病院開設等許可事務取扱要領について、病床整備に関する意見聴取は、平成29年2月に医療審議会医療体制部会で審議のうえ、圏域会議から推進委員会に所掌が変更されている。

- **圏域会議及び推進委員会の開催要領を以下のとおり改正**し、取組について明確化を行った。

	旧	新
圏域会議	(所掌事務) 第3条 会議は主に次の事項について所掌する。 (2) 愛知県地域保健医療計画の推進に関する事	(所掌事務) 第3条 会議は主に次の事項について所掌する。 (2) 愛知県地域保健医療計画の推進に関する事 <u>(病床整備計画に関する事を除く。)</u>
推進委員会	(所掌事務) 第2 各構想区域の委員会は、各構想区域における 地域医療構想の推進に関する事及び愛知県外来医療計画の推進に関する事 について所掌する。	(所掌事務) 第2 各構想区域の委員会は、各構想区域における 次に掲げる事項 について所掌する。 <u>(1) 地域医療構想の推進に関する事</u> <u>(2) 病床整備計画に関する事</u> <u>(3) 愛知県外来医療計画の推進に関する事</u>

- 加えて、令和3年5月11日付で愛知県保健医療局長通知を発出し、**推進委員会の取組について整理**を行い、医療機能の変更や開設者変更の場合における推進委員会での取扱いの明確化を行った。(別添のとおり)

3 医 計 第 1 3 1 号
令和 3 年 5 月 1 1 日

公益社団法人愛知県医師会会長 様
一般社団法人愛知県病院協会会長 様
一般社団法人愛知県医療法人協会会長 様
公益社団法人愛知県看護協会会長 様
一般社団法人愛知県歯科医師会会長 様
一般社団法人愛知県薬剤師会会長 様
愛知県保険者協議会会長 様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について (通知)

本県においては、平成 30 年 2 月 13 日付け 29 医福第 602 号で通知したとおり、平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」を参考に地域医療構想の達成に向けた検討を進めていくこととしております。

この度、関係者間の認識を共有する観点から、各構想区域の地域医療構想推進委員会 (以下「推進委員会」という。)における取組に関する留意事項等を、下記のとおり整理し、関係機関宛て通知しましたので、御承知いただくとともに、貴会会員に御周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応について

個別の医療機関の 2025 年を見据えた構想区域において担うべき役割や医療機能ごとの病床数などの対応方針については、病床機能報告や意向調査等の結果を推進委員会において共有・確認すること。その結果、個別の医療機関が構想区域において現在担っている役割や医療機能ごとの病床数を変更する予定を把握した場合には、必要に応じて、新公立病院改革プラン、公的医療機関等 2025 プラン、その他の医療機関の事業計画等の策定や改定について依頼し、推進委員会に提示の上、協議すること。なお、推進委員会で協議を行う際には、事前に愛知県病院団体協議会の幹事病院が各構想区域で開催する協議会等において説明を行うことが望ましい。また、推進委員会で協議を行う際は、やむを得ない場合を除き、変更を行う前に協議を行うこととし、以下の点に留意の上、協議を進めること。

(1) 公立病院

過疎地等における一般医療、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供などにおいて重要な役割を担っている中で、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、他会計からの繰入金等を踏まえてもなお当該医療を公立病院において提供することが必要であるのかどうか、民間医療機関との役割分担を踏まえて公立

病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(2) 公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(3) その他医療機関

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ、今後の対応方針について確認すること。

(4) 過剰な病床機能に転換しようとする医療機関を把握した場合

病床機能報告において、2025 年時点の医療機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関については、医療法に基づき対応を検討すること。

2. 病床がすべて稼働していない病棟を有する医療機関への対応について

令和 3 年 3 月 8 日付け 2 医計第 931 号愛知県保健医療局長通知「非稼働病棟を有する医療機関への対応について」のとおり。

3. 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応について

(1) 新たに病床を整備する医療機関を把握した場合

医療機関の開設や増床等の計画を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第 7 の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

(2) 開設者を変更する医療機関を把握した場合

開設者を変更する医療機関 (個人間の継承を含む。)を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第 7 の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

(3) その他留意事項

①新たに整備される病床が担う予定の医療機能が当該構想区域における不足する医療機能以外の機能となっている、②当該構想区域における不足する医療機能について、既存の医療機関の将来の機能転換の意向を考慮してもなお充足する見通しが立たないといった場合等には、必要に応じて、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、推進委員会の意見を聴いて、医療法第 7 条第 5 項に基づき、開設許可等に当たって不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与すること。

担 当 健康医務部医療計画課
医療計画グループ

電 話 052-954-6265 (ダイヤルイン)

各保健所長 殿

保健医療局長

非稼働病棟を有する医療機関への対応について（通知）

病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関については、平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（以下「国通知」という。）において、地域医療構想調整会議（本県では、地域医療構想推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めることとされております。

これまで、非稼働病棟を有する医療機関への対応は、構想区域ごとに地域医療構想推進委員会で決定の上、取組を実施してまいりましたが、この度、令和 3 年 2 月 4 日に開催しました愛知県医療審議会医療体制部会において、下記のとおり県内統一の方針を決定することが承認されました。

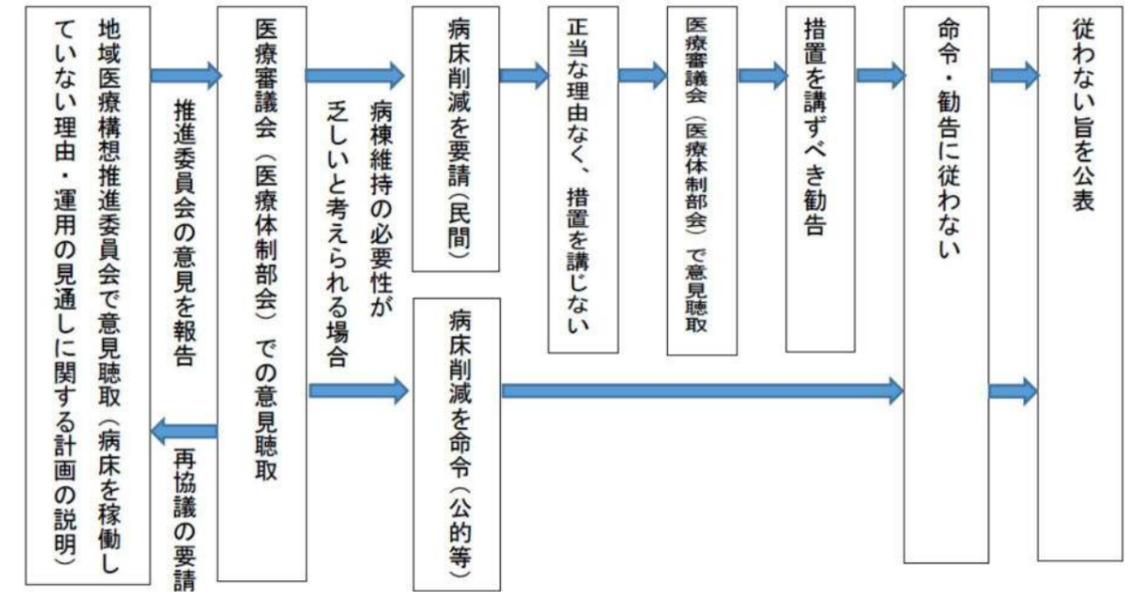
つきましては、下記の取扱いを踏まえ、今後の各構想区域の地域医療構想推進委員会において非稼働病棟の運用に関する協議を行っていただきますようお願いします。

記

非稼働病棟を有する医療機関への方針

- 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める（別添参照）。
 - ① 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1 年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院
 - ② 5 年以上、稼働していない病棟を有する病院
（上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）
- 本方針に基づき令和 3 年 4 月から各構想区域で協議を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に病床稼働率が減少したことによる非稼働病床に関しては、留意の上、取組を進める。

・国通知に基づく対応



<参考>

・「地域医療構想の進め方について」（非稼働病棟関係部分 抜粋）
（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）
地域医療構想調整会議（本県では、推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。
ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的な対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。
なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる医療機関に対しては、医療審議会の意見を聴いて、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令又は要請すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、その旨を公表すること。

担 当 健康医務部医療計画課
医療計画グループ
電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）